

規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十九号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「並続（合併・分割）により」を削り、

| | |
|-----------|-------|
| 食鳥処理場の所在地 | |
| 食鳥処理場の所在地 | 承継の理由 |

を
に改める。

譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割

附 則

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。